

(案)

〔※本実施要領は今後変更される可能性があります。〕

外国人介護人材受入・定着支援等事業実施要領 (令和7年度補正予算分)

1 目的

送出国における、日本での介護労働の認知度の向上等につながる情報発信や訪問系サービス事業所に対する巡回訪問・相談体制を強化することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に受入・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材受入・定着支援等事業（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の受入及び定着等に必要な内容とする。

（1）外国人介護人材の受入促進のための事業

送出国においては、未だ日本の介護労働への認識が低いことから、日本での介護労働の価値等の認知度を向上することが必要であり、外国人介護人材の受入促進のため、具体的に以下の取組を実施する。

ア 海外向けの情報発信の強化

今後の受入拡大が見込まれる、主に南アジア諸国や各国の地方部における介護の認知度向上や就労希望者の掘り起こしのため、当該地域において継続的に説明会等を実施し、情報発信の拡充を通じて、日本の介護の認知度向上を図る。

なお、情報発信においては、経済発展や地域・対象層等に応じた、アジア諸国への募集アプローチを検討すること。

イ 自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援

一部の自治体では送出国政府等との連携実績が乏しく、進め方に課題があるとの意見もあるため、海外での情報発信のノウハウ等を活用して、

(案)

自治体とともに送出国現地を訪問し、現地の教育機関や送出機関を紹介する等、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行う。

(2) 外国人介護人材の定着支援のための事業

令和7年4月より、技能実習「介護」および特定技能外国人について、一定の条件の下で訪問系サービスの従事を認めたところであるが、施行にあたり、遵守事項等が適切に遵守されているかの確認や、相談窓口の設置だけでなく問題解決に繋がるような伴走支援の実施を行うようご意見があった。今後も訪問系サービス事業所における外国人介護人材の受入数は増加が予想されることを踏まえて、以下の取組を行う。

ア 巡回訪問の体制強化

事業実施団体は、技能実習「介護」及び特定技能外国人等の受入施設等に対して実施している巡回訪問等について、さらなる体制の強化を図り、増加する訪問系サービス事業所等の実態把握の確認や、課題の抽出・分析を十分に行うこと。

イ 相談窓口の体制強化

事業実施団体は、外国人介護人材に対して、介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するための体制のさらなる強化を図ること。

具体的には、電話・メール・SNS等により、外国人介護人材からの相談に対して適切に助言及び情報提供等を行い、外国人介護人材の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守すべき要件を確認する等にとどまらず、相談内容を分析し、相談者の問題解決に結びつくような支援を行う。

なお、相談支援を通じて、事業所の不適切な受入れ（疑いを含む）が発覚した場合には、福祉人材確保対策室に協議等のうえ、関係機関・関係省庁へ情報提供を行うこと。

上記に加え、外国人介護人材等に対する相談支援を十分に行うため、技能実習制度にかかる相談窓口を有する外国人技能実習機構と情報連携を行うこと。なお、外国人技能実習機構との情報連携については、別に定めるところによること。

(3) その他必要な取組

上記（1）から（2）の取組のほか、必要に応じて、外国人介護人材の円滑な受入及び定着等に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

(案)

事業実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。